免責許可決定

平成２３年（フ）第１０３４号
福岡市南区平和２丁目16番10号
破産者　山口　行徳
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第１２号
京都市下京区西七条東久保町55番地
清算株式会社　株式会社ソリオン
代表清算人　大原　健司
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第２号
奈良市芝辻町４丁目６番16号
清算株式会社　株式会社セコン平塚
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所

監 督 命 令

平成２３年（再）第１６号
大阪市西区京町堀１丁目６番４号
再生債務者　アドクリエイション株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区平野町３丁目６番１号　あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル６階　弁護士法人坂下法律事務所　弁護士　坂下　泰啓
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
愛媛県今治市常盤町４丁目１番地１
再生債務者　株式会社ナウシス
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年９月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月11日から平成23年10月25日まで
松山地方裁判所今治支部

決議に付する決定

平成２２年（再）第２号
兵庫県西宮市山口町名来字中西山1225番地の１
再生債務者　株式会社ネオ・ダイキヨー自動車学院
1　決議に付する計画案　平成23年７月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成23年10月３日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月19日
平成23年７月29日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生計画認可

平成２２年（再）第３０号
大阪府枚方市東香里南町50番４号
再生債務者　清家　準司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法202条２項各号に定める事由はない。
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３号
福岡県飯塚市片島１丁目10番14号
再生債務者　株式会社筑豊第一木材市場
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月27日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第４号
福岡県飯塚市徳前字丸の内36番地の４
再生債務者　株式会社渡辺硝子建材
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月27日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号
岩手県奥州市水沢区羽田町駅前２丁目１番地
再生債務者　株式会社山崎商店（開始決定時の商号株式会社山崎商店）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成23年７月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第８３号
埼玉県久喜市久喜北１丁目12番４―105号
再生債務者　名倉　三男
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第８号
千葉県山武市森1240番地24
再生債務者　宮崎　広明
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第１２号
千葉県山武市森1240番地24
再生債務者　宮崎　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第４４号
秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字鳥屋崎189番地
再生債務者　渡部　満明
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第６７号
さいたま市見沼区大字小深作718番地29
再生債務者　菱沼　祐治
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部